

1 事業契機 . . . 参考資料 2

平成15年4月「新たな子育て支援対策」として事業化に向けた取組みを開始

2 事業目的

平日の放課後、土曜日・長期休業期間の子どもの安心・安全な居場所の確保、健全育成、家庭と仕事の両立支援

3 運営理念

“保護者・家庭とともに、地域の子どもは地域で育てる”

4 運営方法

各小学校単位に設置した「地域子育て支援協議会（平成15年4月設立、前身：青少年育成協議会）」に運営を委託し、順次事業着手

①地域子育て支援協議会とは

→目的は、地域の子どもたちを地域全体で育成するため、住民総ぐるみの運動によって子育て支援を推進すること。市は、放課後児童クラブの運営委託を視野に入れて設置促進を図る。

【主な活動】登下校時の見守り、花植え・美化活動、親子交流行事、放課後児童クラブ

【構 成 員】PTA役員、自治会役員、民生児童委員、学校職員、地域関係団体 他

②各地域の放課後児童クラブ支援員

→子どもの健やかな成長を望み、子ども好きな方々を地域の中で募集し、ボランティア（有償）的な処遇で支援員を確保

5 事業開始

平成16年4月から、4小学校区（倉梯小、与保呂小、志楽小、明倫小）4クラブでスタートし、現在、17小学校区25クラブ（社会福祉法人に委託しているクラブ3は除く）で実施している。

大浦子育て支援協議会は、平成28年度から夏休み期間のみの児童クラブを実施しており、現在は、1年を通じて開設する児童クラブの実施に向けた調整を実施されている。

6 対象児童 . . . 参考資料 3～9

①小学1年生～3年生児童の利用を原則としている。

ただし、各地域の利用状況に応じて4年生以上の利用を認めている。

※低学年（小学1年生～3年生）に待機児童を出さないことを基本的な考え方としている。

- ②児童福祉法では、利用対象児童を6年生までとしているが、児童数の多い小学校では、高学年(4年生以上)児童を利用可能とすれば、低学年児童が利用できない場合が発生するため、低学年児童に利用制限をしている。このため、6年生まで利用可能なクラブと、利用できないクラブが生じている。

※低学年以下に利用を制限しているクラブ・・・6クラブ(倉梯・倉梯第二・余内・中筋・福井・高野)

7 利用理由・・・別紙リーフレット(緑色)参照

- ①保護者が仕事(就労)で昼間家庭にいない。
②その他の利用理由として、保護者の病気、出産(産前産後)、就学・技能訓練、家族の看護・介護等。育児休業中は、利用を認めていない。

8 利用施設(17小学校区25クラブ)

- ①小学校の余裕教室(9小学校・16教室)
新舞鶴小(3教室)、三笠小(1教室)、倉梯小(2教室)、倉梯第二小(1教室)
与保呂小(1教室)、中舞鶴小(1教室)、明倫小(2教室)、余内小(2教室)
中筋小(3教室)
②学校敷地内のプレハブ(4小学校・5施設)
朝来小(1施設)、志楽小(2施設)、福井小(1施設)、高野小(1施設)
③集会所・公民館(3小学校・3施設)
吉原小(地域公民館)、岡田小(地域集会所)、由良川小(地域集会所)
④福祉施設(1小学校・1施設)
池内小(特別養護老人ホームグレイスヴィルまいづる内)

★参考 社会福祉法人(委託)施設

- ①児童センターふたば(委託先:社会福祉法人舞鶴双葉寮)
②なかすじ保育園放課後児童クラブ(委託先:社会福祉法人瑞光福祉会)
③南舞鶴放課後児童クラブ(委託先:社会福祉法人大樹会)

9 放課後児童クラブの運営に関するアンケート調査結果・・・参考資料10、10-1、10-2

放課後児童クラブの運営に関する現状や課題等を把握し、今後の方向性を検討する基礎資料とするため、①利用児童の保護者②各地域放課後児童クラブ運営者③各小学校 にアンケート調査を実施した。